

令和3年

寒河江市農業委員会第4回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第4回総会

日時 令和3年4月26日(月)午後1時30分  
会場 ハートフルセンター 多目的ホール

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局長 猪倉 秀行	事務局長補佐 芳賀 豊彦
総務主査 菊地 亮	農地主査 高橋 昭光
農地係主事 安達 寛人	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について

議事

- (1) 議第14号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第15号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第17号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第18号 令和3年度寒河江市農業委員会運営方針(案)について



続きまして、報告のほうをさせていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長

ありがとうございました。

ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局(農地係主事)

ありません。

木村議長

それでは、早速議事に入ります。

議第14号から議第18号までの議案について一括上程します。

(1) 議第14号「事業計画変更申請書の審議について」

(2) 議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(3) 議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第17号「農用地利用集積計画書の審議について」

(5) 議第18号「令和3年度寒河江市農業委員会運営方針(案)について」

以上、議第14号から議第18号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る4月20日に開催されました事前審査会の報告を行います。

今回の事前審査会では、総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査を行いました。いずれの案件につきましても、計画書のとおりであれば問題ないと判断しました。

なお、事前審査会における現地調査につきましては、このたびは案件がございませんでした。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、2時10分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 2時13分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第14号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第14号「事業計画変更申請書の審議について」、7ペ

ージをお開きください。

(議案書順位 1 番朗読)

周りも住宅がいっぱいありますので、何も地区審査会では異議ございませんでした。

以上です。

木村議長                    ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (農地主査)    はい、議長。

順位 1 番は、事業計画者の変更となっています。目的は変更前と同じく個人住宅建築の申請の転用であります。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可となっていますので、農地区分、あと転用目的について、いずれも問題はないと考えております。

なお、議第 1 6 号、農地法第 5 条での審議もお願いします。以上です。

木村議長                    ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長                    ないようですので採決します。

議第14号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第14号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員 はい、議長。15番、片桐です。

議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

9ページをお開きください。

(議案書順位13番朗読)

4月13日、渡辺委員、今井推進委員と現地確認をしてまいりました。

場所は、国道112号線、通称寒河江バイパスを高速道路のインターチェンジより中山町方面に進み、最上川に架かっている長崎大橋の約100メートル手前、右手のほうにガソリンスタンドが近くにあります。そこから、農道に入れるゲート、入口ですけれどもゲートを左折、そこから約150メートル先の丁字路を東側にもう一度左折、約300メートル直進した先より直角に曲がった角の北側に位置したところ

に申請地があります。

3筆とも長年耕作放棄地で、今回今井推進委員が仲介され、借人である[ ]が人・農地プラン、通称地域農業マスタープランですけれども、県と市合わせて4分の1、4分の1で2分の1の補助事業を受けて再生する計画です。

作付作物はナガイモ、里芋、ジャガイモ等根野菜を計画しております。申請地の隣接、東側と西側ですけれども、借人であります[ ]の耕作地がありまして、移動時間効率もよく、[ ]の農作業歴も44年と豊富で、後継者である長男も42歳であります。

申請理由は、事由が規模拡大であり、申請に対し問題ないと見てまいりました。

事前審査会でも何ら問題ないということで、異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

同じく9ページになります。

(議案書順位12番朗読)

この件につきましては、2ページの18条にありますように解約をした上で新たに同じ3条で契約するものであり、いわゆる借人変更という案件であります。

4月14日に鈴木委員と斎藤推進委員と現地を確認させていただきまして、引き続き借人の[ ]が畑として活用し



ていくという計画でありまして、何ら問題ないということで確認をしてきたところであります。

地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

(議案書順位11番朗読)

この件につきまして、4月11日、影沢委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。寒河江の中心部から県立寒河江高校の前を通過して、高松方面へ向かう県道が走っております。この県道が現在の112号線バイパスと交わり、ファミリーマート交差点の300メートル手前に、高松なのに慈恩寺そばがあります。現地は、このそば店の道路を挟んだ真向かいにある樹園地で、2連棟の雨よけハウス内にサクランボ11本とリンゴが1本植栽されておりまして、手入れの具合も良好のようでありました。

借人は、小規模ながらもサクランボを長年作っておりまして、継続して作付するのに問題はないものと判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位 1 1 番から 1 3 番までの 3 件につきまして、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことを確認しましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。

議第 1 5 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第 1 5 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第 1 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

11ページをお開きください。

農地法第5条、この申請は7ページで審議されました承されました事業計画変更の継続案件です。

(議案書順位9番朗読)

4月13日、渡辺委員、小野推進委員と現地確認をしてまいりました。

申請地は、ロッキーパン店の道路を挟んで東側に位置した住宅街の中にあります。これまで畑として耕作してきましたが、80歳を超えた妻との二人暮らしで耕作するのに労力不足が生じたところに住宅用地として譲受人[REDACTED]より住宅地として購入の申出を受けました。十字路の角地で住宅利用地として最適でもあり、申請に対して計画どおりであれば周辺への影響はないと見てまいりました。

事前審査会においても地区審査会におきましても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

農地法第5条の順位9番は、個人住宅建築用敷地に関わるものでありまして、転用の目的が個人住宅建築用敷地、農地区分については都市計画区域内の用途地域でありますので第

3種農地と判断します。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可、一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく問題ないと判断します。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第16号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第17号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第17号「農用地利用集積計画書の審議について」、14ページをお開きください。

(議案書朗読)

以下、寒河江・南部地区はこれ1件のみです。

続いて15ページの集計表をご覧ください。

ナンバー1、寒河江地区、筆数1筆、0.19ヘクタール。  
内訳は畑0.19ヘクタール。

地区審査会でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

同じく14ページになります。

(議案書朗読)

15ページの集計表をご覧ください。

ナンバー3、西根、筆数2筆、計0.09ヘクタール、内訳としまして畑0.09ヘクタールでございます。

譲受人につきましては認定農業者でもあり、意欲的に農業に取り組んでいる方であります。

地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地委員、お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。12番、菊地ひとみです。

(議案書朗読)

続いて、15ページをお開きください。

属地集計のため地区名は高松で記載されておりますが、属人集計では白岩地区の案件となりますので、併せてご報告いたします。

地区名高松、筆数7筆、樹園地1.31ヘクタール、計1.31ヘクタール。内訳は全て利用権設定等促進事業になります。

いずれの農地も、農用地域内で借人は認定新規就農者であり、地区審査では異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第17号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第17号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第18号「令和3年度寒河江市農業委員会運営方針(案)について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐)

はい、議長。事務局から説明いたします。

最初にお手元にお配りしております、令和3年度寒河江市農業委員会運営方針(案)の一部修正をお開き願います。

では、説明いたします。令和3年度寒河江市農業委員会運営方針に関する説明から進めていきます。

この運営方針におきましては、基本方針を上位としまして、その中に担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者等の育成・確保を3つの柱としまして、農地等の利用の高度化及び効率化を図るため、6つの事項の活動方針を定めておりますが、この下に事業計画を定めまして、この計画に掲げる活動に取り組んでおります。

この基本方針の3本柱の一つであります遊休農地の発生防止と解消の策としまして、さらには農地利用の最適化の推進に関する方針及び令和3年策定新第6次寒河江市振興計画(行動計画)に定める解消目標の達成の手立てとしまして、

令和3年度から遊休農地の解消をさらに進めるために耕作放棄地対策事業を創設しまして、県事業と本市の事業を合わせて実施したいと考えております。

この事業の内容につきましては、昨年度12月及び1月に予算要求の際であります、新たな事業としましてその概要を説明しておりますが、要綱の定めに従いまして補助金等の交付により農業者を支援し、一定期間以上耕作を継続していただきまして荒廃・遊休農地の再生、有効な活用とその発生防止を図るものであります。

この事業につきましては、本日次第4、その他におきまして改めてご説明いたします。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

この新事業の創設に伴いまして、これまでの耕作放棄地再生利用緊急対策事業に代わりまして、耕作放棄地対策事業とし、この事業の活用の推進を運営方針に定めるものであります。

改正箇所は、皆様にお配りいたしております資料「新旧対照表（令和3年度寒河江市農業委員会運営方針（案）の一部修正）」に記載いたしております。本運営方針の2、活動方針の（4）の2行目ではありますが、具体的な改正後の条文につきましては、こちらに記載いたしましたとおりであります。ご出席いただきました農業委員の皆様におきましては、この改正案につきましてご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいま事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。



(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第18号「令和3年度寒河江市農業委員会運営方針(案)について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第18号は原案のとおり合意することに決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時42分

令和3年4月26日

第4回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 1番委員.....鈴木浩之.....

議事録署名委員 13番委員.....猪倉通文.....